

# 仲介手数料契約書

ポンプマン株式会社（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）が販売者、もしくは購入者となる、型式（以下「車両」という。）の売買契約に関し、下記条項に従って仲介をし、乙は甲に仲介手数料を支払うことを約する。

1 甲は、乙の依頼を受け、甲は乙の指示に従い、車両の売却または購入相手を探し、車両の売買契約成立を仲介し、取りまとめる業務を行う。

2 仲介手数料は、10万円と、上記車両売買契約の代金額の3%（いずれも税別）とし、乙は甲に対し、乙が売却または購入を希望する車両の売買契約が成約に至ったことを条件として、売買契約成立の翌月末を期限として、甲の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

また、本契約にもかかわらず、乙が自ら発見した相手方または甲が発見した相手方（この場合は売買契約締結が本契約期間内かどうかを問わない）と目的車両の売買契約を締結した場合は、乙は甲に対し、本条項の仲介手数料を違約金として支払う。

3 本契約については、その契約期間を3か月間とし、どちらからも更新しない旨の通知がない場合には、自動更新とする。

また、甲乙は、本契約について、更新をしない場合には、契約期間満了の1週間以上前に、相手方に契約を更新しない旨の通知を行わなければならない。

4(1) 甲及び乙は、本契約書に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約書に定めのない事項及び本契約書の解釈に疑義が生じたときは、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、誠意をもって協議し、円満解決に努めるものとする。

(2) 甲及び乙は、前項の協議で解決できない場合、本契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙の署名押印の上、各自1通を保管する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(甲)

(乙)